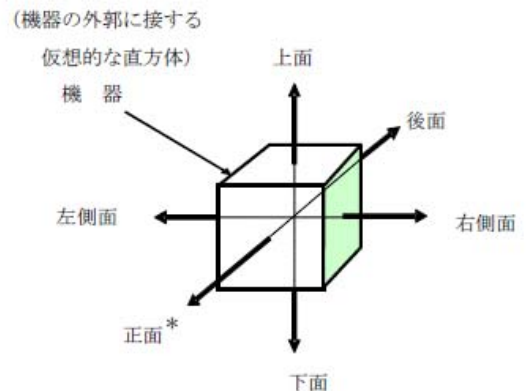


[資料] 製品別 ICNIRP ガイドライン値に対する IEC 測定下限値 (0.3%) 以上の製品における
最大 IEC 測定値の測定方向および測定距離

製品名	機器数	測定方向	測定距離 (cm)	ICNIRPガイドライン値に対するIEC測定値 (%)																
				0.3	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100						
IH炊飯器	7	下面	30	■	■															
IH調理器	13	左側面	30	■																
シェーバー	2	刃の面	0	■	■	■														
食器洗い乾燥機	2	上面	30	■																
電気カーペット	3	上面 (人が接する面)	0	■	■															
電気こたつ	2	下面	0	■	■															
電気掃除機	2	下面	30	■																
電気マッサージ器	2	ヘッド部分	0			■	■													
電気毛布	2	上面 (人が接する面)	0	■																
電子レンジ	6	下面	30	■																
ヘアドライヤー	2	正面	10	■																
HDD/DVDレコーダ	2	正面	0	■																
CRTカラーテレビジョン	2	下面	30	■																
ノートブックパソコン	2	正面	0	■																

*測定データの見方

- ①ICNIRP ガイドライン値に対する IEC 測定値 (%) は、複数機器における最大値の範囲を示す。
- ②測定値は「ICNIRP ガイドライン値に対する IEC 測定値」として、「Exposure STD モード」で測定した値 (%) に結合係数を乗じた値を測定結果として記載している。
- ③「測定方向 (面)」および「測定距離 (cm)」は、複数機器の中で最大 IEC 測定値 (%) を示した機器の方向と距離を示す。
- ④測定方向および測定距離は製品により異なり、詳細は本文「4-2 測定」の項による。なお、測定方向の概念を右図に示す。
- ⑤ICNIRP ガイドラインへの適合判定として、結合係数を乗じた後の数値が「100%を越えなければ適合」である。



*「正面」とは、通常使用状態における機器の前面とする。

*注記

当協会ホームページで公開している家電製品から発せられる電磁波測定結果は、IEC62233 に定められた、および準拠した測定方法でもって、家電製品・デジタル家電・情報機器・照明器具の代表機器を対象に電磁波を測定し、ICNIRP が平成 10 年（1998 年）に公表した「時間変化する電界、磁界および電磁界へのばく露制限のためのガイドラインー300GHz までー（以下「旧ガイドライン」という。）」を測定結果の検討のための指標としたものであります。

一方、1998年以來、低周波電界および磁界の生物影響について数多くの科学研究が行われ、これらの科学的データ、知見に基づいてガイドラインの見直しがなされ、平成22年（2010年）11月にICNIRPより「時間変化する電界および磁界へのばく露制限に関するガイドラインー1 Hzから100kHzー（以下「新ガイドライン」という。）」が公表されました。

これは、旧ガイドラインの周波数100kHzまでの時間変化する電界および磁界への公衆ばく露に関する参考レベル等の内容に替わるもので、例えば、公衆ばく露に関する参考レベルでは、旧ガイドラインの磁束密度は60Hzのとき83 μ T、50Hzのとき100 μ Tであったものが、新ガイドラインでは60Hzおよび50Hzのとき200 μ Tに緩和されています。

従いまして、当協会ホームページの「家電製品から発せられる電磁波測定結果」では、ICNIRPの旧ガイドラインを超える機器は見られなかったことより、新ガイドラインにおいても超えるものはありません。

今後IEC62233等の動向を注視し、測定方法等に変更が生じた場合には、その対応を図って参ります。

平成 23 年 10 月